

### 3-1 課税状況

	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得		
				営 業 等 所 得 者		
				人 員	総所得金額等	申告納税額
	人	千円	千円	人	千円	千円
確定申告	1,039,627	5,905,901,674	371,552,933	322,477	1,215,691,067	84,583,071
修正申告	736	5,203,327	249,851	101	300,507	19,007
決定・増額更正	—	—	15	—	—	—
減額更正	△ 2	△ 4,871	△ 604	—	—	△ 11
更正請求	△ 4	△ 32,832	△ 4,025	—	—	△ 92
※ 計	実 1,040,357	5,911,067,298	371,798,170	実 322,578	1,215,991,574	実 84,601,975
法第103条による税額	4,955	—	2,470,866			
合計	1,045,312	—	374,269,036			
過少申告加算税	内 —	—	—			
無申告加算税	内 38	—	1,933			
重加算税	内 —	—	—			
納税額総計	—	—	374,270,969			
※ 13 年分	実 1,084,703	6,279,733,361	405,417,761	実 350,919	1,332,456,409	実 92,869,821
※ 12 年分	実 1,133,951	6,595,960,355	432,565,544	実 384,104	1,438,997,209	実 97,846,594
※ 11 年分	実 1,159,314	6,683,128,239	434,770,233	実 400,066	1,466,381,635	実 94,753,414
※ 10 年分	実 985,176	6,725,814,861	504,892,102	実 301,603	1,346,947,690	実 105,692,422

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 内書は加算税の全額が増加したものを掲げている。

### 3-2 既往年分の課税状況

	13 年 分			12 年 以 前 分			計		
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
申告又は処理による増減差額	内 35,088 89,958	210,277,735	15,948,126	内 8,677 39,008	114,215,695	16,874,064	内 43,765 128,966	324,493,430	32,822,190
加算税の増減差額	過少申告加算税	内 22,980 23,042	—	836,108	内 20,413 20,526	—	1,007,280	—	1,843,388
	無申告加算税	内 11,894 12,040	—	306,762	内 3,402 3,477	—	167,150	—	473,912
	重加算税	内 830 837	—	469,185	内 2,491 2,509	—	1,695,410	—	2,164,595
小計	内 35,704 35,919	—	1,612,055	内 26,306 26,512	—	2,869,840	内 62,010 62,431	—	4,481,895
計	—	—	17,560,180	—	—	19,743,904	—	—	37,304,085

調査対象等：平成13年分以前の申告所得税の納税者について、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

(注) 内書は本税又は加算税の全額が増加したものを掲げている。

者 別			内 訳		
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額
	千円	千円	人	千円	千円
7,720	25,582,957	1,030,127	709,430	4,664,627,650	285,939,736
5	16,726	413	630	4,886,095	230,431
—	—	—	—	—	15
—	—	—	△ 2	△ 4,871	△ 593
—	—	—	△ 4	△ 32,832	△ 3,934
<b>実 7,725</b>	<b>25,599,683</b>	<b>1,030,540</b>	<b>実 710,054</b>	<b>4,669,476,041</b>	<b>286,165,655</b>
<b>実 7,176</b>	<b>22,741,980</b>	<b>837,910</b>	<b>実 726,608</b>	<b>4,924,534,972</b>	<b>311,710,030</b>
<b>実 8,386</b>	<b>28,911,900</b>	<b>1,191,508</b>	<b>実 741,461</b>	<b>5,128,051,246</b>	<b>333,527,443</b>
<b>実 8,728</b>	<b>32,079,413</b>	<b>1,458,220</b>	<b>実 750,520</b>	<b>5,184,667,191</b>	<b>338,558,600</b>
<b>実 8,314</b>	<b>36,287,704</b>	<b>1,953,527</b>	<b>実 675,259</b>	<b>5,342,579,467</b>	<b>397,246,153</b>

用語の説明：1 **更正の請求**とは、納税申告書を提出した者の申告した課税標準等又はこれに対する税額等の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。  
 2 **法第 103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

### 3-3 免除状況

	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
	人	千円	千円
租税特別措置法第25条《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	1,386	1,641,947	154,710
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	—	—	—
<b>計</b>	<b>実 1,386</b>	<b>1,641,947</b>	<b>154,710</b>

調査対象等：平成14年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の事績を平成15年3月31日現在で示した。